東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律

要綱

第一 題名に関する事項

法 律 \mathcal{O} 題名を東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律に改めること。 (題名関

係)

第二 趣旨に関する事項

東 日 本 大震災に伴う合併 市 町 対に係る る地 方債 の特例に 関する法律 は、 東日 本大震災 の発生後に お ける合

併 市 町 村 0 実情 に鑑 み、 合併 市 町 村が 旧合併: 特例 法第十一 条の二 第一項の 規定により 地方債を起こすこと

ができる期間の特例を定めるものとすること。(第一条関係)

第三 地方債の特例に関する事項

平 成二十三年度にお いて旧合併特例法第十一条の二第 一項の規定により地方債を起こすことができる合

併市 町 村に対する同 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定 の適 用については、 同 ·項 中 「十年度」 とあるのは、 「十五年度 (合併市 町村

が 東日 本大震災に対処するため の特別の の財 政援助及び助成に関する法律 (平成二十三年法律第四十号) 第

二条第二項に規定する特定被災地方公共団体である場合又は同条第三項に規定する特定被災区域をその区

域とする市町村である場合にあつては、二十年度)」とすること。(第二条関係)

第四 施行期日

この法律は、 公布の日から施行するものとすること。 (附則関係)